水質基準に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一～十四	略	十五	シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇四mg／ℓ以下であること。
十六～四十四	略	略	略
四十五	有機物（全有機物炭素（ＴＯＣ）量）	三mg／ℓ以下であること。
四十六～五十	略	略

改正前

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一～十四	略	十五	一・一―ジクロロエチレン	〇・〇二mg／ℓ以下であること。
		十六	シス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇四mg／ℓ以下であること。
十七～四十五	略	略	略
四十六	有機物（全有機物炭素（ＴＯＣ）の量）	五mg／ℓ以下であること。
四十七～五十一	略	略